

随意契約理由書

案件名 : 一級河川 寝屋川 布施公園調節池築造工事 (R6 付帯工)

本工事は当初想定し得なかった地下水などの影響により、布施公園調節池内部のインバート築造に支障が生じたことから、新たに導水工を実施するものである。

導水工は、布施公園調節池築造工事 (R 4 取水施設工) で施工するインバートコンクリート築造と同時に実施しなければ、コンクリートの品質に影響を及ぼす恐れがあることから一体不可の工事となる。

そのため、布施公園調節池築造工事 (R 4 取水施設工) の受注者である大起工業株式会社に見積りを聴取することとし、その価格が予定価格内であった場合、地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約を締結したい。